

環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の概要  
(著作権法関係)

1. 改正の概要

(1) 著作物等の保護期間の延長

種類		現行法	改正案
著作物	原則	著作者の死後 <u>50</u> 年	著作者の死後 <u>70</u> 年
	無名・変名	公表後 <u>50</u> 年	公表後 <u>70</u> 年
	団体名義	公表後 <u>50</u> 年	公表後 <u>70</u> 年
	映画	公表後 <u>70</u> 年(※)	公表後 <u>70</u> 年(※)
実演		実演が行われた後 <u>50</u> 年	実演が行われた後 <u>70</u> 年
レコード		レコードの発行後 <u>50</u> 年	レコードの発行後 <u>70</u> 年

(※)映画の著作物の保護期間については、すでに協定上の義務を満たしている。

(2) 著作権等侵害罪の一部非親告罪化

現在親告罪とされている著作権等侵害罪について、以下のすべての要件を満たす場合に限り、非親告罪の対象とする。

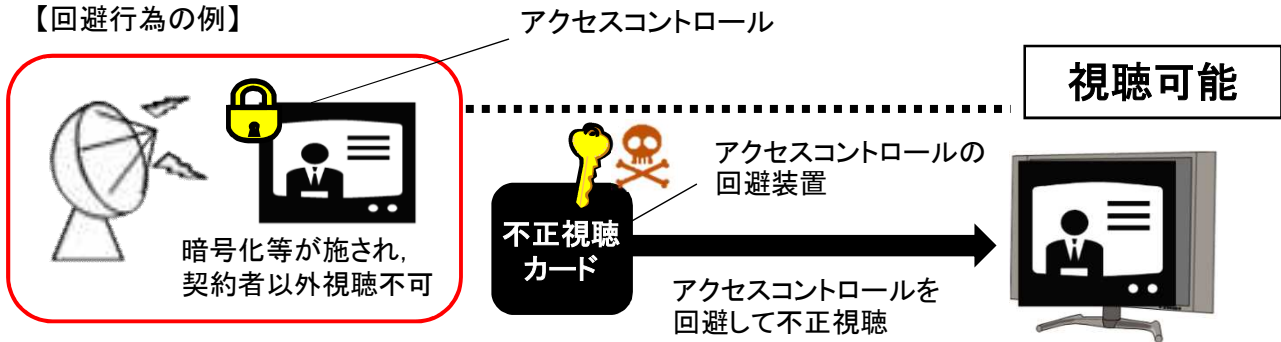
- ①対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること
  - ②有償著作物等(※)について原作のまま譲渡・公衆送信又は複製を行うものであること
  - ③有償著作物等の提供・提示により得ることが見込まれる権利者の利益が不当に害されること
- (※)有償で公衆に提供又は提示されている著作物等

非親告罪となる侵害行為の例	親告罪のままとなる行為の例
販売中の漫画や小説本の海賊版を販売する行為	漫画等の同人誌をコミケで販売する行為
映画の海賊版をネット配信する行為	漫画のパロディをブログに投稿する行為

### (3) アクセスコントロールの回避等に関する措置

著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段(いわゆる「アクセスコントロール」)等を権限無く回避する行為について、著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、著作権等を侵害する行為とみなす<sup>(※)</sup>とともに、当該回避を行う装置の販売等の行為について刑事罰の対象とする。(※)刑事罰の対象とはしない。

【回避行為の例】



### (4) 配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与

放送事業者等がCD等の商業用レコードを用いて放送又は有線放送を行う際に、実演家及びレコード製作者に認められている使用料請求権について、対象を拡大し、配信音源<sup>(※)</sup>を用いて放送又は有線放送を行う場合についても、使用料請求権を付与する。

(※) CD等の商業用レコードを介さずインターネット等から直接配信される音源



### (5) 損害賠償に関する規定の見直し

侵害された著作権等が著作権等管理事業者により管理されている場合は、著作権者等は、当該著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額(複数ある場合は最も高い額)を損害額として賠償を請求することができる。

【現行の損害額に関する規定】

- ・侵害物の数量×正規品の利益額
- ・侵害者利益
- ・使用料相当額



【改正案の規定】

使用料規程により算出した額を請求することができる

(例)カラオケ施設が、使用料規程において1曲1回あたり120円が使用料とされている演奏を無断で1日30曲、1,000営業日行った場合

➡ 120円/回×30回/日×1,000日 = 360万円を請求可

## 2. 施行期日

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国において効力を生ずる日(平成30年12月30日)。